② 照査技術者

照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、調査等共通仕様書　１－９－２照査技術者の資格要件における造園設計以外に記載のいずれかの要件に該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。また、記２⑵③により本工事に競争参加する場合の設計管理技術者は、建設コンサルタント会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③ 記２⑵②で申請する場合においては、中日本高速道路株式会社が別に定める「共同企業体運用基準」に基づく共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が記５⑶①申請書提出期間までに提出されていること。

④ 記２⑵③で申請する場合においては、中日本高速道路株式会社が別に定める「設計工事共同企業体運用基準」に基づく設計工事共同企業体協定書による協定書（案）が記５⑶①申請書提出期間までに提出されていること。

⑤ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑥ 設計工事共同企業体で申請する場合のうち、工事会社の出資比率は、１者で構成される場合にあっては、調査等業務に要する費用を除く金額（以下「工事価格」という。）の100％、２社で構成される場合にあっては、工事価格の30％以上、３社で構成される場合にあっては、工事価格の20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。また、建設コンサルタント会社の出資比率は、調査等業務に要する費用分であること。

⑼ 記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３ 施工省力化技術導入総合評価方式に関する事項

⑴ 施工省力化技術導入総合評価方式（施工技術競争型）の仕組み　本工事の施工省力化技術導入総合評価方式（施工技術競争型）は、競争参加申請者から申請時に技術提案の提出を求め、技術提案の審査の結果、技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者から提出された入札書の開札を行い、技術評価点と価格評価点との合計点数（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする方式である。

⑵ 技術提案の提出　競争参加申請者は、競争参加資格確認申請書の提出に併せて技術提案書を、競争参加資格確認申請書の提出日までに提出すること。

⑶ 技術提案に関する事項　技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。技術提案が適正と認められない場合において、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準（以下「標準案」という。）に基づいて施工する意思がある場合には、その旨、意思を表示して提出すること。なお、以下の①～③に該当する場合は「不適格」とする。

① 技術提案書の提出が無かった場合

② 技術提案の項目の１項目でも「不可（不適格）」の評価があった場合

③ 技術提案の項目の１項目でも「不可（不採用）」の評価があり、標準案に基づく施工の意思の表示が無い場合

技術提案は、「新技術・新工法の採用、又はi-Constructionの導入（以下「新技術提案」という。）」、又は標準案で実施する際の施工上の留意点（以下「改善提案」という。）のいずれかを選択し、提出すること。なお、新技術提案と改善提案を技術提案項目単位で選択することは認めない。

技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や場所打ちコンクリートからプレキャスト製品への変更など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不可とする。

⑷ 評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、提案書が所定の枚数を超えている場合は評価指標の「不可」とする。なお枚数は提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み、評価項目ごとにＡ４片面２枚以内、全体でＡ４片面８枚以内とし、枚数を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案は評価指標の「不可」とする。

※提出された新技術提案あるいは改善提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不可とする。

・新技術提案と改善提案を技術提案項目単位で選択した提出があった場合

・新技術提案の提案に伴う施工方法や仮設計画、工事目的物の形状等の変更は認めるが、規格や諸基準を満足しない変更の場合・新技術提案あるいは改善提案の実施に過度に費用がかかる場合

・技術提案の実施に際して第三者への協議が必要となる場合

ア）「新技術提案」に係る評価項目

① 新技術・新工法　床版取替工の施工方法や床版取替工に関連する作業における、施工の省力化や簡略化につながる新技術・新工法の採用について記述。

② 品質管理　品質管理に関するi-Construction（省力化や省人化、ＩＣＴ、IoT、ＡＩ）の導入と適用の留意点について記述。

注１）コンクリートの配合変更又は添加剤の追加等を伴う、材料自体の変更についての技術提案は認めない。また、床版上面に塗布等を行う提案は認めない。

注２）橋軸直角方向接合部（縦目地部）を有する幅員方向に分割したプレキャストＰＣ床版を採用する場合は、縦目地部を貫通するＰＣ鋼材を配置するものとする。縦目地部を貫通するＰＣ鋼材を配置しない提案は認めない。